

行政立ち入り検査時のチェックポイント ～帳簿編～

過去3回に渡って作成して参りました、行政立ち入り検査時のチェックポイントですが、今回は「帳簿」について解説致します。

排出事業者が廃棄物の処理委託を行う場合に必要とされている、「処理委託契約書」、「マニフェスト」、「帳簿」、これらは俗に“廃棄物3点セット”と呼ばれています。委託契約書とマニフェストは何となくイメージできますが、廃棄物処理法における「帳簿」とは何のことでしょうか？

帳簿とは？

帳簿とは、廃棄物処理法大12条第13項等で、事業場毎に作成が義務づけられているもので、排出事業者として帳簿の作成が必要な者は

1. 特別管理産業廃棄物の排出事業者
2. 産業廃棄物処理施設設置事業者
3. (設置許可不要の)産業廃棄物焼却施設設置事業者
4. 産業廃棄物の発生場所以外で自ら処分又は再生を行う事業者

以上4つの排出事業者が対象になります。

帳簿作成時のルール

帳簿の記載事項は、廃掃法施行規則第8条の5第1号、2号及び施工規則第8条の18に定められています。帳簿の様式については廃掃法で決められていないので、必要事項を満たしていれば独自の様式で作成することが可能です。

排出事業者によっては、マニフェストを帳簿の記載に代用されている場合がありますが、必要事項を満たしているか確認し、不足事項を追記する等、必要な補足を行う必要があります。

【ご注意】 特別管理産業廃棄物の排出事業者が作成する帳簿

特別管理産業廃棄物を排出する事業者が作成する帳簿に関して、誤解をされているご担当者様がたまにいらっしゃいますが、特別管理産業廃棄物を排出する事業者が帳簿の作成を行うのは、事業者が「**自ら**」処理する場合のみです。

平成23年2月4日の環境省課長通知 第十七「帳簿対象事業者の拡大」 2 帳簿記載事項

上記通知に、「これまで、帳簿記載事項と管理票制度における記載事項に重複があったことから、運搬又は処分を委託した場合には当該委託に係る事項は記載を不要としたこと」

と記載されています。

要は、「マニフェストに帳簿記載事項と同様の情報が記載されているので、帳簿を新たに作成する必要は無い」ということです。

【テクニック】 電子マニフェストを利用した帳簿作成

電子マニフェストを利用して産業廃棄物の管理を行う場合、「**受渡確認票等を時系列的に保存することで代用可**」という通知が、平成19年12月19日に「電子マニフェストを利用した場合の帳簿作成等について」というタイトルで環境省より発表されています。

【参考】

電子マニフェストを利用した場合の帳簿作成等について(平成19年12月19日)
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/30160/1/choubotsuuchi071219.pdf>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)
(平成23年2月4日)
http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf

※本記事の内容は、弊社独自の見解を含んでいます。
実務に際しては、管轄の自治体にご確認ください。